

## 白井市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市（以下「市」という。）がインターネット上に公開している市ホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載することができない。

- (1) 市の信用を失墜するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で対象としている営業に関するもの
- (5) その他市長が市ホームページに掲載することが不相当と認めるもの

(広告掲載の位置及び掲載数)

第3条 広告を掲載する位置及び掲載数は、市長がその都度別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 天地 60ピクセル
- (2) 左右 150ピクセル
- (3) 8キロバイト以内G I F形式（アニメーションG I Fを除く。）又はJ P E G形式

(広告掲載料)

第5条 1枠当たりの広告掲載料は月額12,000円とする。

(広告掲載の優先順位)

第6条 掲載枠数を超える申込みがあった場合の広告掲載の優先順位は、次の各号の順序によるものとする。

- (1) 市内に事務所を有する法人若しくは団体又は市内の個人事業者
- (2) 市内に事務所を有しない法人若しくは団体又は市外の個人事業者
- (3) 国、県又は市内の公共団体若しくは公共的団体

(4) その他市外の公共団体又は公共的団体

(5) その他市長が適当と認めるもの

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、4月から翌年3月までの間で、1月単位とし、連続する掲載期間は、最大12月とする。

2 広告の掲載を開始する日は、月の初日とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、月の途中から掲載することができる。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 市ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広告を掲載しようとする日の3週間前(以下「申込締切日」という。)までに、白井市ホームページ広告掲載申込書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、申込締切日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び1月3日である場合は、申込締切日以降最初の平日とする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、市ホームページへの広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、白井市ホームページ広告掲載決定通知書(別記第2号様式)により、申込締切日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。

4 広告掲載を可とする旨の決定の通知をしたにもかかわらず、第10条の規定により指定された期日までに広告掲載料を納付しないときは、市長は、当該決定を取り消すものとし、白井市ホームページ広告掲載決定取消通知書(別記第3号様式)により、当該取消しの決定を受けた者に通知するものとする。

(広告運営委員会)

第9条 市長は、市ホームページへの広告掲載を適正に運営するため、庁内に市ホームページ広告委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

(1) 総務部長

(2) 総務課長

- (3) 財政課長
- (4) 企画政策課長
- (5) 秘書課長
- (6) 産業振興課長
- (7) 学校政策課長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部長を、副委員長は秘書課長をもって充てる。

4 委員会の会議は、広告の内容その他市ホームページへの広告掲載の適正な運営に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載期間の広告掲載料の全額を指定された期日までに納付しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、白井市ホームページ広告掲載取下げ申出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げるときは、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告を掲載する期間において、市の責に帰する理由により市ホームページが連続3日以上閉鎖されたときは、1月を30日として閉鎖された日数分を日割り計算して広告掲載料を返還する。この場合において、その金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告原稿は、第4条に規定する規格により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに電子データを提出しなければならない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告内容等の変更)

第15条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの要綱に違反していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の削除)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載の決定を取り消した上で、広告の掲載を削除するものとし、白井市ホームページ広告掲載削除通知書(別記第5号様式)により、広告主に通知するものとする。

(1) 前条の規定により広告内容の変更を求められたにもかかわらず、その変更を広告主が行わないとき。

(2) 広告主が法令及びこの要綱に違反する行為を行ったとき。

(3) その他市長がホームページに掲載することが不相当と認めたとき。

2 前項の規定により広告の掲載を削除した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 募集及びこれに関し必要な手續その他の行為は、この要綱の施行前においても、第7条の規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 8 条第 1 項関係）

白井市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）白井市長

白井市ホームページ広告掲載取扱要綱を承認した上で、同要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

法人・団体名	
主たる事務所の所在地	
従たる事務所の所在地（市内）	
代表者	
業 種	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
掲載希望期間（掲載期間は 1 月単位で最大 1 2 月です） 年 月 日から 年 月 日まで	
リンクする URL	
その他	

第 2 号様式（第 8 条第 3 項関係）

年 月 日

様

白井市長

白井市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった白井市ホームページの  
広告掲載について（掲載・非掲載）を決定いたしましたの  
で通知します。

記

- 1 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 広告掲載料 円
- 3 納入方法 年 月 日までに同封の納入通知書に  
よりお支払ください。
- 4 その他 (1) 上記の広告掲載期間以後も広告掲載を  
希望するときは、白井市ホームページ広  
告掲載申込書にて申込みをしてください。  
(2) 指定された期日までに広告掲載料が支  
払われないときは、白井市ホームページ  
広告掲載取扱要綱第 8 条第 4 項の規定に  
より、広告掲載の決定を取消します。  
(3) 白井市ホームページ広告掲載取扱要綱  
第 16 条第 1 項の規定により、広告掲載  
の削除をすることがあります。
- 5 非掲載理由

第 3 号様式（第 8 条第 4 項関係）

年 月 日

様

白井市長

白井市ホームページ広告掲載決定取消通知書

年 月 日付で申込みのあった白井市ホームページの  
広告掲載について、次のとおり掲載の決定を取り消したの  
で通知します。

記

1. 取消理由



第 4 号様式（第 1 1 条第 2 項関係）

年 月 日

（宛先） 白井市長

白井市ホームページ広告掲載取下げ申出書

白井市ホームページ広告掲載取扱要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、 年 月 日まで掲載予定の広告を取り下げます。

法人・団体名	
主たる事務所の所在地	
従たる事務所の所在地	
代表者	印
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

第 5 号様式（第 1 6 条第 1 項関係）

年 月 日

様

白井市長

白井市ホームページ広告掲載削除通知書

年 月 日付け白井市ホームページ広告掲載決定通知書により掲載している広告は、白井市ホームページ広告掲載取扱要綱第 1 6 条第 1 項の規定により削除したので通知します。

記

1 . 削除理由